

平成２８年度
運行管理者基礎講習受講
助成金交付要綱

（目的）

第１条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会(以下「協会」という。)の会員事業者が独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所及び株式会社山城自動車教習所が実施する運行管理者基礎講習の受講費用に係る助成金の交付に関して必要な事項を定め、会員事業者の輸送の安全の確保に資することを目的とする。

（助成対象）

第２条 助成対象事業者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

（事業期間）

第３条 本要綱に定める助成事業は、平成２８年４月１日から平成２９年２月２８日までとする。但し、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

（助成金額）

第４条 助成金の交付額は、奈良県内営業所に所属する者が基礎講習受講に要した費用のうち１人について５，０００円とし、１社５人迄とする。

（交付申請）

第５条 この助成金の申請は、様式１「運行管理者基礎講習受講助成金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、協会に申請を行うものとする。

２ 前項の申請には、様式１で定める書類を添付するものとする。

（助成金の交付）

第６条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

（報告の義務）

第７条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

（助成金の返還）

第８条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（１）この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。

（２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（その他）

第９条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

（附 則）

１．この要綱は、平成２８年４月１日より適用する。